

○鯖江広域衛生施設組合職員被服等貸与規則

（平成4年8月1日）
規則第1号

改正 平成6年2月24日規則第2号 平成18年8月24日規則第5号
平成24年2月22日規則第1号 平成28年12月1日規則第4号

鯖江広域衛生施設組合職員被服等貸与規則（昭和59年鯖江広域衛生施設組合規則第1号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規則は、労務の安全と業務の能率向上を図るため職員に対して、職務遂行上必要な被服等を貸与することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（貸与品等）

第2条 職員に貸与する被服、員数および貸与期間は別表のとおりとし、生地、質および形状は、管理者が別に定める。

（その他）

第3条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、鯖江市職員被服等貸与規則（昭和59年鯖江市規則第1号）の例による。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成4年4月1日から適用する。
- 2 この規則施行の際、現に貸与されている被服等は、この規則により貸与されたものとみなす。

附 則（平成6年規則第2号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成5年4月1日から適用する。
- 2 この規則施行の際、現に貸与されている被服等は、この規則により貸与されたものとみなす。

附 則（平成18年規則第5号）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際、現に貸与されている被服等は、この規則により貸与されたものとみなす。

附 則（平成24年規則第1号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成28年規則第4号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際、現に貸与されている被服等は、この規則により貸与されたものとみなす。

第3類 処務（鯖江広域衛生施設組合職員被服等貸与規則）

別表

被貸与者	貸与品名	数量	貸与期間	備 考
職員（次項以下に定める被服貸与を受ける者を除く。）	作業衣（冬用上下）	1着	5年	
	作業衣（夏用上下）	1着	5年	
	防水衣	1着	5年	
	ゴム長靴	1足	5年	
	作業用帽子	1個	5年	
現場作業等に従事する職員	作業衣（冬用上下）	1着	1年	ヘルメットについては、所属長が必要数量を調達し、保管する。
	作業衣（夏用上下）	1着	1年	
	作業衣（つなぎ）	1着	2年	
	防寒衣	1着	3年	
	防水衣	1着	3年	
	ゴム長靴	1足	2年	
	作業用帽子	1個	1年	
	作業用靴	2足	1年	
	ベルト	1本	3年	
	ヘルメット			
計量機受付等に 従事する臨時職員	作業衣（冬用上下）	1着	1年	
	作業衣（夏用上下）	1着	1年	